

徳島市まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進にあたり、広く関係者の意見を反映するため、徳島市まち・ひと・しごと創生推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の推進に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、市長及び次項に規定する委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関等に係る関係団体を代表する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 協議会に、委員長を置く。

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 委員長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充することができる。この場合の、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、委員長として会議を進行する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。